二　二以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更（法第五条の十六の認定（法第五条の十九第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の十八第一項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三　（略）

四　規約（法第五条の十五第一項の規定による認定の申請に係るものに限る。）の変更であって、監事の職務又は第一条の十一第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

五　規約（法第五条の十五第二項の規定による認定の申請に係るものに限る。）又はその案の変更であって、監事の職務又はマンション管理適正化指針に定める事項の変更を伴わないもの

（管理計画の変更の認定の申請）

第一条の十六　法第五条の十九第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条の八第一項各号に掲げる書類又は同条第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

2　法第五条の二十第一項の規定による法第五条の十九第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の八による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。ただし、第三号に掲げる書類を添える場合は、第一号及び第二号に掲げる書類のうち計画作成都道府県知事等が不要と認めるものを添えることを要しない。

一　第一条の八第一項第一号から第九号までに掲げる書類

二　当該申請に係るマンションの管理組合の管理者等の同意書

三　その他計画作成都道府県知事等が必要と認める書類

3　第一条の九の規定は、法第五条の二十第一項の規定による法第五条の十九第一項の変更の認定の申請について準用する。

（変更の認定の通知）

第一条の十七　法第五条の十九第二項において準用する法第五条の十七の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の九による通知書に前条第一項又は第二項の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（表示等）

第一条の十八　法第五条の二十一第一項の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　広告

二　契約に係る書類

三　その他国土交通大臣が定めるもの

2　法第五条の二十一第一項の表示は、国土交通大臣が定める様式により行うものとする。

（法第五条の二十四第一項第三号の国土交通省令で定める期間）

第一条の十九　法第五条の二十四第一項第三号の国土交通省令で定める期間は、認定管理計画（法第五条の十五第二項の規定による認定の申請に係るものに限る。）に係るマンションの人の居住の用に供する独立部分の引渡しの日のうち最も早い日から一年六月とする。

（指定認定事務支援法人の指定の要件）

第一条の二十　法第五条の二十六第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）

二　二以上の管理者等を置く管理組合にあっては、その一部の管理者等の変更（法第五条の十四の認定（法第五条の十七第一項の変更の認定を含む。）又は法第五条の十六第一項の認定の更新があった際に管理者等であった者の全てが管理者等でなくなる場合を除く。）

三　（略）

四　規約の変更であって、監事の職務及び第一条の十一第四号に掲げる事項の変更を伴わないもの

（新設）

（管理計画の変更の認定の申請）

第一条の十六　法第五条の十七第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一号の五による申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて、計画作成都道府県知事等に提出するものとする。

（新設）

（新設）

（変更の認定の通知）

第一条の十七　法第五条の十七第二項において準用する法第五条の十五の規定による変更の認定の通知は、別記様式第一号の六による通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて行うものとする。

（新設）

（新設）

（指定認定事務支援法人の指定の要件）

第一条の十八　法第五条の二十二第一項の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一～四　（略）